

令和5年度収支決算承認の会長への委任（案）

収支決算（見込み）から解散の日までに生じた収支の異動に係る最終的な決算承認については、いしかわ百万石文化祭2023実行委員会会則第8条第3項及び第15条の規定によらず、会長に委任する。

【参 考】

○いしかわ百万石文化祭2023実行委員会会則（抜粋）

（総会）

第8条

3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

（4）実行委員会の予算及び決算に関する事項

（監査）

第15条 監事は、実行委員会の決算について監査し、総会に報告しなければならない。